知ってますか？ パートナーシップ制度

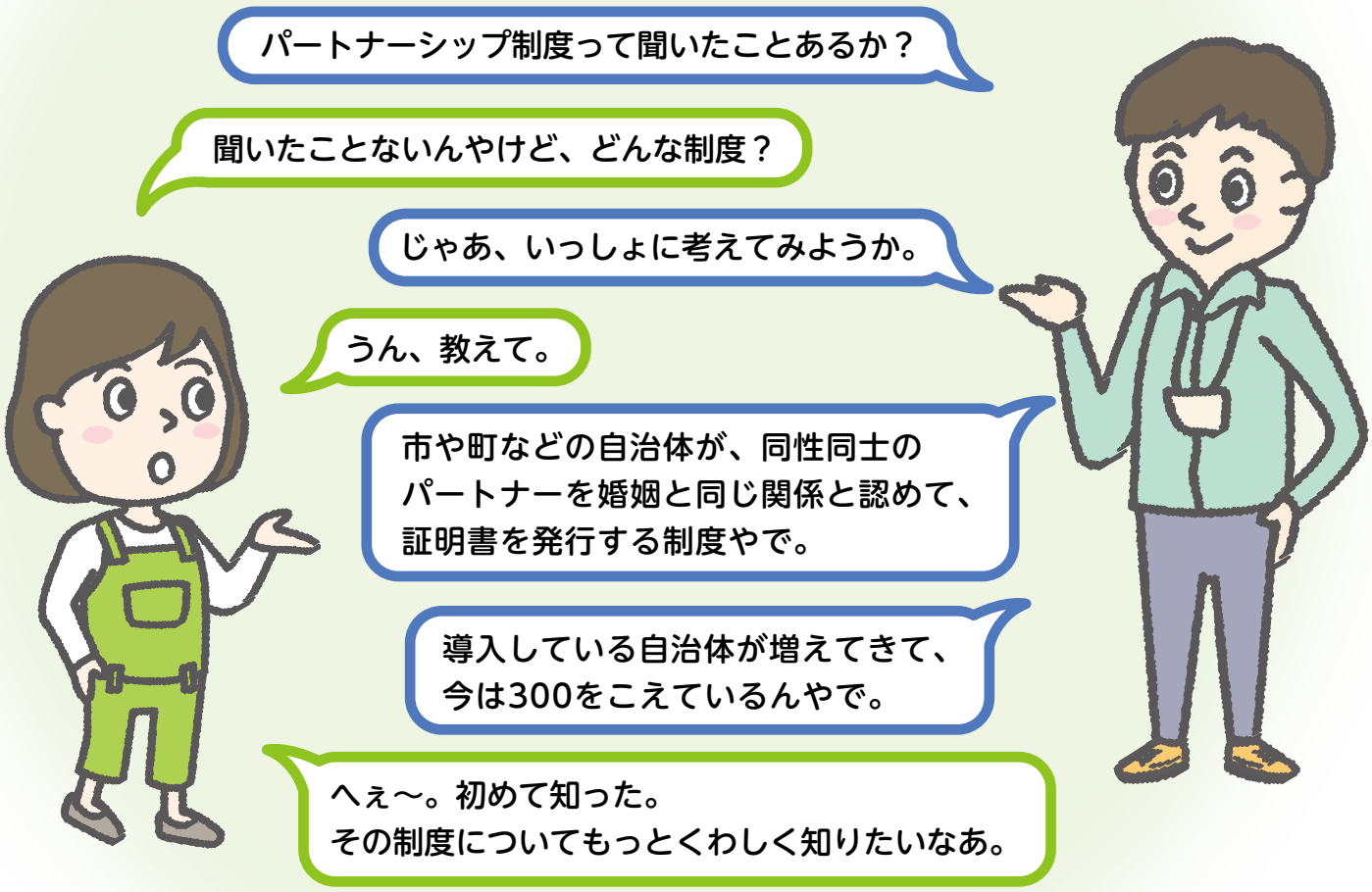

誰もが、自分らしく幸せに生きることができる地域社会であるために

人は、多数派の中にいれば安心したり、逆に少数派の人を「普通は〇〇〇やのに」と排除したりすることがあります。普通って何でしょう？

違いを認め合うことや、すべての人が生きやすくなるための制度等を正しく知ることは、自分の生き方にも関わってきます。

性的マイノリティ（性的指向や性自認のあり方が少数派の人）にとって、パートナーシップ制度は、特別なことではなく、当たり前のことができるようにするためのものです。

パートナーシップ制度で何が変わる？

同性であるカップルに対して、自治体が婚姻と同等と承認して証明書が発行されると、自治体によっては違いますが、次のようなことが可能になります。

（例）

公営住宅へ家族として同居ができるようになる。

病院での付き添いや面会が可能となる。

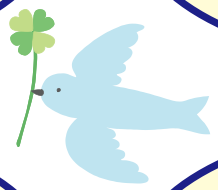

生命保険の受取人を指定できるようになる。

クレジットカードの家族カードが作れるようになる。

他にも、企業によってはパートナーシップ制度に登録していると報告すれば、家族割り等の福利厚生を受けられるケースもあります。

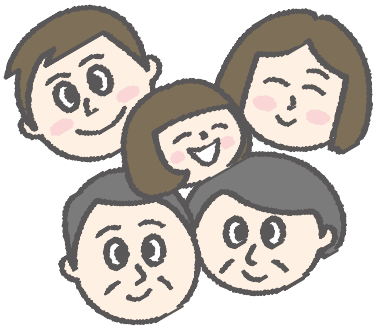

しかし、まだまだ課題が・・・

パートナーシップ制度は自治体に限定したものなので、転居して違う所に住むとなると、それまでの制度が受けられなくなる場合もあります。

また、法的な効力がないため、「配偶者控除が受けられない」「パートナーの子どもの親権が持てない」「パートナーが亡くなっても、遺族給付金を受給できない」など国が対象を「配偶者」と定めている制度は適用されないことも課題です。

たくさんの人が、この制度を理解し、自治体で取り入れていくことが、課題の解決や、多くの人の幸せにつながります。

宍粟市では、２０２４年度からパートナーシップ・ファミリーシップ制度として、同性・異性を問わずパートナーの関係であることや、未成年の子どもがいる場合は家族としての関係を届けることができる制度がスタートしました。

まずは、市民がこの制度を正しく知っていくことが大切ではないでしょうか。